

確 認 書

運転免許証が失効した方が運転経歴証明書を申請する場合の重要な確認事項です。お読みになって、よく理解をしてから、チェック及び署名をお願いします。

- 1 運転免許証が失効してから6か月以内の場合、運転経歴証明書の交付を受けると、再取得する際に実地試験と学科試験が免除されないこと。
- 2 やむを得ない事情があつて運転免許証が失効し、その時から3年以内の場合、運転経歴証明書の交付を受けると、運転免許証を再取得する際に実地試験と学科試験が免除されないこと。

以上のことは、説明を受けてよくわかりました。

- 3 運転免許証が失効してから現在までの間に、交通事故を起こしたり、交通違反をして取締りを受けたことが
 あります。
 ありません。

年 月 日

氏 名

確認書

運転免許証が失効した方が運転経歴証明書を申請する場合の重要な確認事項です。お読みになって、よく理解をしてから、チェック及び署名をお願いします。

- 1 運転免許証が失効してから6か月以内の場合、運転経歴証明書の交付を受けると、再取得する際に実地試験と学科試験が免除されないこと。
- 2 やむを得ない事情があつて運転免許証が失効し、その時から3年以内の場合、運転経歴証明書の交付を受けると、運転免許証を再取得する際に実地試験と学科試験が免除されないこと。

以上のことは、説明を受けてよくわかりました。

- 3 運転免許証が失効してから現在までの間に、交通事故を起こしたり、交通違反をして取締りを受けたことが
 あります。
 ありません。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

氏名 免許 太郎